

ふなばしお店グランプリ表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、個店の魅力向上を推進していくために表彰制度を創設し、様々な個性を活かした魅力ある店舗を発掘し、表彰することで、個店の選りすぐりの魅力を、市民をはじめ多くの方に情報発信し、店舗のさらなる魅力向上と他店の意識向上を図り、個店だけではなく商店街等の活性化につなげていくことを目的とする。

(参加資格)

第2条 本グランプリに参加しようとする店舗は、次の各号に掲げる店舗でなければならない。

- (1) 船橋市内における小売業及び飲食業並びにサービス業
 - (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の3号及び4号に掲げる、資本金または出資金の総額が5,000万円以下、並びに従業員数が100人以下のサービス業若しくは資本の額または出資の総額が5,000万円以下、並びに従業員数が50人以下の小売業及び飲食業
 - (3) 国税、地方税(市町村民税)の滞納がないこと。
 - (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、第2条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - (5) その他法令及び関係行政機関の指示が守られているもの
- 2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる店舗は参加することができない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の対象となる業種に該当するもの
 - (2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第3条に規定する基準面積を超える大型店
 - (3) 大手レギュラー・チェーン、フランチャイズ・チェーンに加盟しているもの
 - (4) 船橋市内で開店3年未満の店舗
 - (5) 過去にグランプリを受けた店舗、過去3回以内に準グランプリを受けた店舗を除く

(運営)

第3条 本グランプリの運営は、ふなばしお店グランプリ実行委員会が行う。

(被表彰店舗の決定)

第4条 本グランプリの被表彰店舗は、第1次審査及び第2次審査の結果を受け、ふなばしお店グランプリ実行委員会にて決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状等受賞が分かるものにより行う。この場合において、記念品を贈ることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年1回行う。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、ふなばしお店グランプリ実行委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月15日から適用する。

この要綱は、平成31年4月26日から適用する。